

## 別紙

## 公開概要書

受付日	9月 8日	回答日	9月 17日	担当課	障がい者福祉課
意見等の内容	<p>障がい者相談支援事業所への心理士配置の支援等について</p> <p>障がいを抱えた方等の相談場所である障がい者相談支援事業所では、様々な障害、また複数の障害を抱えた方もおられ、相談に応ずるのに困難なケースが増えているのではないかとと思われる。</p> <p>障がい者相談支援事業所への心理士配置について指導及び支援をお願いしたい。困難な場合は、市役所に福祉専門職員を複数配置し、相談支援事業所の支援を行う体制を作ってほしい。</p>				
回答の内容	<p>ご要望いただいた障がい者相談支援事業所への心理士の配置につきましては、国の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の人員及び運営に関する基準」等には規定されていないことから、公認心理師、臨床心理士の配置等の人員体制については、状況に応じて事業所が配置を検討されるものと考えます。</p> <p>ご意見のとおり、益田市といたしましても福祉専門職員の必要性は認識しており、現在益田市では、児童福祉の部署に臨床心理士、障がい者福祉、高齢者福祉、児童福祉の部署に社会福祉士を配置し、福祉専門職員が連携を図りながら、市民の方への対応や各種事業者等への支援を行っているところです。</p> <p>今後の益田市役所の組織体制につきましては、必要な機能とバランス等を勘案し、引き続き福祉専門職員の配置を図ってまいります。</p>				